

下水道受益者分担金システム導入業務

業 務 仕 様 書

令和7年6月

瀬戸内市上下水道部下水道課

1. 業務名

瀬戸内市下水道受益者分担金システム導入業務

2. 業務目的

現行の下水道受益者分担金システムは、今年度中にサポートが終了するため今後の安全稼働を阻害するリスクの増加が想定される。また、新たなシステムを導入することで業務の効率化を図り市民サービスの向上に寄与することを目的とし、本システムの調達を行う。

3. 調達システムの概要

3.1. 業務範囲

本業務において、受注者の業務範囲は次のとおりとする。

(1) システムの導入及び調達

本システムの導入に必要な設計、開発、テスト、本番稼働までのすべての工程及び作業、検証を行うこと。また、本システムの導入及び稼働のために必要なシステム及び関連サービスの調達を行うこと。

(2) データ移行支援

当市が既存システムデータ（CSV）を基に、令和 7、6、5 年度賦課で未納額がある者及び滞納者のデータを移行する際の支援を行うこと。

(3) システムの運用・保守

不具合等のサポート、操作支援、システム運用にかかわる支援などを行うこと。また、保守契約が終了する際は、次の更新先のシステムで稼働できるよう、全データを CSV 形式にて抽出を行うとともに、ファイルレイアウトやコード体系表等の資料を提出すること。なお、これに係る費用は受注者が負担すること。

(4) システム導入に係るプロジェクト計画・管理

(5) システム操作研修

システム操作のマニュアルを作成し、操作研修を行うこと。

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

3.2. 基本方針

- (1) LGWAN-ASP に対応したクラウド型システムとすることし、本システムをインストール及びネットワーク構築するパソコンは庁内で使用中のパソコンに行うこと。
- (2) クラウド型システムの導入とするが、機能要件を満たすために、カスタマイズが必要であれば対応すること。

3.3. 業務状況

項目	内容
水洗化人口	13,222 人（令和 5 年度末時点）
排水戸数	4,906 戸（令和 5 年度末時点）
分担金新規賦課件数	約 150 件
納入通知書発行枚数	約 180 枚/7 月 約 60 枚/11 月
口座振替件数	約 60 件/7 月 約 50 件/9 月、11 月、2 月
コンビニ収納	していない
クレジットカード収納	していない
帳票等	自庁打出し
督促手数料	徴収している

延滞金	徴収している
報奨金	なし
関係条例等	瀬戸内市公共下水道事業受益者分担金条例 瀬戸内市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 瀬戸内市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例

4. 本調達の用件

4.1. 履行期間

(1) システムの導入業務

契約締結日から令和8年2月28日まで

※ ただし本稼働（令和8年3月1日）前に既存システムとの並行稼働による検証期間と、操作研修期間を設けるため、令和8年2月1日から新システムの仮稼働を行うこと。

(2) 導入業務完了後の保守及び運用支援

令和8年3月1日から5年間

※ 本業務とは別契約とし、本業務完了後に新たに運用・保守業務委託契約を締結すること。

4.2. 成果物

(1) 当市で想定している納入成果物は以下のとおり。

No.	納入成果物	概要
1	導入計画書	本調達システムの構築計画が記載された文書
2	システム全体概要書	基本設計資料
3	システム機能仕様書	詳細設計資料 設定パラメータ資料
4	移行手順書	データ移行手順書
5	各種マニュアル	利用者マニュアル
6	運用・保守体制図	稼働後の運用・保守体制図

(2) 納入期限及び場所

令和8年2月20日（金）

瀬戸内市上下水道部下水道課

〒701-4223 瀬戸内市邑久町豊原 95 番地 4

(3) 成果物は電子ファイルで提出することし、PDF 形式及びMicrosoft Office（Word、Excel または PowerPoint）の OpenXML 形式とすること。

5. 業務要件

5.1. システム構成要件

(1) クラウド型システム（データセンター）

総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されているものであること。

また、災害時にも業務を継続できるような仕組みを備えていること。

(2) クライアント：4 台（既存）

本クライアントに必要なミドルウェアを組み込むこと。

【既存クライアント参考スペック】

- ・OS Windows11 Pro (64Bbit)
- ・CPU 12th Gen Intel(R) Core(TM) i3-1215U 1.20 GHz
- ・メモリ 8.0GB

(3) 複合機:2 台 (既設)

- ・ iR-ADV C5540F-R
- ・ imageRUNNER ADVANCE 4245F-R

5.2. 機能要件

別紙 1「機能要件等一覧」にて提示する。企画提案書と同時に提出すること。

5.3. 非機能要件

別紙 2「非機能要件一覧」にて提示する。企画提案書と同時に提出すること。

6. その他

6.1. 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を当市の書面による承諾を得ることなく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 本業務遂行のために当市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は業務終了までに当市に返却すること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法律等を遵守すること。
 1. 国等で定められた法・ガイドライン
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
 - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
 - ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
 2. 当市が定める条例・セキュリティポリシー等
 - ・ 瀬戸内市 情報セキュリティポリシー
 - ・ 瀬戸内市 個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 6 号）その他、ここに記載しない事項については、別途、本システムの導入契約に関する契約書、及び基本契約書にて提示する。
- (4) 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS 又は ISO27001)、ISMAP のいずれかの認証を取得していなければならない。

6.2. 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積されたすべてのデータを当市に無償で引き継ぐこと。データ形式は csv 形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を当市が確認した後、速やかに当該データの確実な消去を行い、当市に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、当市に別途請求しないこと。

6.3. 不適合責任

- (1) 本システム本稼働開始後 1 年の間に、正当な理由なく、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び設計ミスによる不良及び不具合が判明した場合において、当市が改良を請求したときは、当市と協議の上無償で改良すること。なお、この場合、不具合改良のために操作内容を変更しないこと。

- (2) 本システムを運用するうえで必要な情報の提供に努め、当市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意を持って対応すること。
- (3) 受注者の攻めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、直ちに当市にその状況及び内容を連絡し、当市の指示に従うものとする。この場合、損害賠償等の責任は受注者が負うものとし、速やかに処理すること。

6.4. 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、当市と受注者との協議により定めるものとする。